# 事務事業の整理合理化

#### 1 基本的な考え方

本市は,平成16年度から第3次結城市行政改革大綱の実施と合わせ,総合計画の 着実な実現を図るため,行政評価システムを導入し,平成17年度から本格運用を図っています。

行政評価とは,行財政運営に Plan(計画)Do(実行)Check(検証)Action(行動)というマネジメントサイクルを確立することであり,成果指標を用い,事務事業の有効性及び効率性等の評価を行い,その結果を当該施策に適切に反映させるとともに,職員のコスト意識や政策形成能力を向上させることを基本とし,その結果を積極的に市民に公表することにより市政運営の透明性の確保及び市民への説明責任を果たすことを目的としています。

この行政評価システムを着実に運用することにより,事務事業の評価結果を総合計画実施計画の策定及び次年度の予算編成に反映させていくものとしているが,今回, 当該グループにおいては,全体的な財政運営,行政経営の観点に立ち,短期的,さらに中長期的にどのような方向性を持たせるか,今後3年間(本計画期間内)に実施予定の各種計画について,再度評価作業を行い事務事業の見直しを行いました。

#### 2 行政評価による見直しの視点

行政評価は,既に実施している事業について一定の評価項目に基づき評価し,改善すべき事項を次年度の事業に反映していくものであるが,本市においては,今後実施しようとする事業についても事前の評価を実施し,事業化への精度や方向性を明らかにしています。

(1) 事務事業(継続事業)評価項目は以下のとおりです。

必要性 社会環境の変化等により,事業の目的,必要性・緊急性が薄らいでいないか。

妥当性 行政が関与しなければならない事業か。

公平性 受益者が特定の個人や団体に偏っていないか。

適切性 事業の手段・やり方は適切か。

有効性 事業の目的・成果目的は達成されているか。

効率性 コスト効率,人員効率は高まっているか。

(2) 事前 (新規予定事業)評価の項目は以下のとおりです。

必要性 市民のニーズを把握し、必要性が高いことを確認したか。

緊急性 緊急又は優先的に実施しなければならない事業なのか。

妥当性 行政が関与しなければならない事業か。公民の役割を検討しているか。

適切性 代替案を検討し最適な事業(手法)であると確認したか。

影響度幅広く市民に影響を及ぼす事業か。多くの人に便益を与えられるか。

貢献度 事業実施により施策実現に効果的効率的に貢献することができるか。

## 3 グループ再評価の結果について

(1) 平成18年度に実施した継続事業(対象は平成17年度実施事業)の評価及び新規予定事業の評価結果は表1のとおりです。

表 1 担当部課評価結果

評価対象事業	事業数	維持継続	改	善	新規事業 への展開	統合	拡充	休止 廃止	縮小
継続事業	119	94		12	4	3	3	2	1
新規事業	18	一部改善して要求		2	予定どおり要求		16		

(2) 表1の担当部課評価事業計137事業に対し,未評価事業も含めて当グループに おいて改善が可能と思われる46事業を抽出し,厳しい財政事情を踏まえつつ, 必要性,妥当性を十分に加味して再評価を実施した結果が,表2となります。

表 2 事務事業整理合理化グループ評価結果

評価対象事業	事業数	維持継続	改	善善	新規事業 への展開	統合	拡充	休止 廃止	縮小
継続事業	40	3		24	0	2	0	8	3
新規事業	6	一部改善して要求			6	予定どおり要求		0	

#### 4 結果に基づく削減効果

削減効果の積算については,表2の評価結果を基に,平成19年度から平成21年度を対象とする各課の3ヵ年実施計画要求額を見直す方法をとりました。

事業の延期,縮小や廃止による直接的経費の削減,さらに,手法の変更や改善,それによる職員人件費の削減が見込まれる等の予測が立ちますが,ここでは,直接的に経費の削減が数値化できるものを試算しました。

その結果が表3のとおりです。

#### 表 3 直接的削減効果

単位:千円

	19 年度	20 年度	21 年度	合計
削減見込金額	78,625	59,354	180,471	318,450

## 5 今後の事務事業の評価及び事業執行方針

## 行政評価システムの推進

事業の計画,選択,実施に係るすべてに対し,行政評価システムの更なる推進・ 改善による,効率的な事業計画,執行を徹底します。

# 事務事業の再構築

全ての事業をゼロベースで見直すこと及びスクラップ・アンド・ビルドを徹底 し,不要不急の事業を一掃し,公益性が高く市民が真に求める事業を厳選し,事 業を再構築していきます。

例えば,相当期間未着手である事業については,本計画期間内の予算化は行わないものとします。

## 予算要求内容の精査

以下の考え方に基づき、更なる経費節減に努めます。

- ・ 各課においては予算要求時すべての内容を精査し要求することを徹底します。
- ・ すべての予算に対し厳しいシーリングをかけると共に ,全ての課が自主的にシーリングをかけて歳出削減に努めます。
- ・ 一部事務経費については枠配分を実施していますが ,今後各部への枠予算の実施について検討していきます。
- ・ 国や県の補助に上乗せして実施する市単独補助事業(補助金事業)は,原則として行わないものとします。
- ・ 経費の節減に努める一方,公共施設の命名権など新たな財源の確保を図る施策の導入を検討します。

#### 民間委託の推進

既に、「民間にできるものは民間に」という考えのもと、玉岡幼稚園の民営化の決定、給食センターの調理配送業務の委託、また水道料金収納業務については、平成18年度民間に委託をしたところですが、今後も民営化、民間委託、さらに市場化テストをはじめとした民間委託等について調査・研究を進め、効率化が図られる分野については、積極的に外部委託を推進していくものとします。

## 協働のまちづくりの推進

これまでのような行政からの一方的なサービスという手法では,高度化,多種 多様化する住民ニーズや行政課題に対応していくには,既に限界に達しており, 今後はこれらの問題解決のため,市民を対等のパートナーとして,市民と行政が 共に考え,協力し合い,新たなサービスを創出していく必要があります。

各地において,市民と行政が双方の立場を尊重しつつ,市民自らがサービスを 供給するという「協働のまちづくり」の形態が既に現われています。

今後は,全ての事業について「協働」の視点に立ち,新たな事業,手法を検討し,新たなサービスを創出するとともに,併せて財政の健全化に資するものとします。